

イタイイタイ病との闘いから何を学ぶのか

放射能汚染時代を生きる今だからこそ問われるもの

文＝編集部・渡瀬義孝



現在の神通川（写真は Wikipedia より）

未曾有の福島原発3号機、4号機、2号機で相次いで爆発が起き、大量の放射性物質が環境中に拡散した。にも関わらず政府は「ただちに健康に影響はない」と繰り返し、マスコミも御用学者を次々と登場させての安全キャンペーンに躍りとなった。

しかし水道水や農作物、魚介類からは次々と残留放射線が検出され、人々の不安は増大。それでも政府や一部マスコミは、未だに汚染への懸念を「風評被害」だと言い張っている。これに対し、私が暮らす富山県・神通川流域のある住民はこう語った。

「この地域の人はこんな政府の言うことを誰も信じませんよ。イ

タイイタイ病の時だって、国や企業は『安全だ、安全だ』と言うから、それを信じて住民は神通川の水を飲み、稲作を続けた。その結果カドミウムに汚染されたんだから」

そうなのだ、世界を震撼させる放射能汚染が続く今こそ、長年に渡って取り組まれてきた反公害運動の歴史から何を学び、何を継承すべきかが問われている。そう思い立ち、タイイタイ病対策協議会が本拠を置く清流会館（富山市婦中町）を訪れた。

「神の通る川」で起きたカドミウム汚染

日本の高度経済成長期には、全国各地で深刻な公害問題が多発した。代表的な四大公害は、四日市ぜんそく、イタイイタイ病、新潟水俣病、熊本水俣病の4つ。それぞれ被害を受けた住民が裁判で争って企業側に賠償責任を求めた。この四大公害裁判で、最初に原告側勝利の画期的判決を勝ち取ったのがイタイイタイ病裁判だった。

イタイイタイ病はその名の通り、全身を激痛が襲う。病状が悪化するにつれて骨がもろくなり、わずかなことで骨折し、背骨までもが折れる大変な苦痛を伴うものだった。こうした健康被害は、昔から「神の通る川」と呼ばれていた神通川下流の富山平野で起きた。当

時人々が当たり前のように飲み水や農業用水として使用していた川の水が、カドミウムに汚染されていたからだ。

汚染の発生源は、上流で操業していた三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所。神岡鉱山は1889年（明治22年）に三井組が全鉱業権を掌握し、戦前から操業していた。ゆえに1920年代には神通川流域に奇病が発生すると問題になっていたが、ながらく原因は特定されなかった。

清流会館でお話を伺ったタイイタイ病対策協議会会長の高木勲寛さんは、その理由をこう語った。

「私の祖母も患者でしたが、ほとんどの患者が女性だったため、当時の男尊女卑の価値観と相まって『風土病』や『業病』とされてしまった。一家の大黒柱の男性に被害が出れば、もっと早くから大きな問題になったでしょう」

壁を破ったのは、地元病院の萩野昇医師だ。萩野医師は、外来患者の7〜8割が神経痛様の痛みを訴えること、患者の発生地が神通川流域の一定地域に集中していることに注目し研究を重ねた。そして1957年（昭和32年）富山県医学会で、神通川水中に含まれる亜鉛・鉛などの重金属が病気の原因だとする鉱毒説を初めて提唱した。

「風評被害」を恐れず汚染の実態を暴く

萩野医師の主張した鉱毒説は様々な誹謗・中傷にさらされるが、長年健康被害に苦しんできた患者やその家族はこの鉱毒説にのっとり、1968年3月富山地方裁判所にタイイタイ病訴訟を提起。同年5月、遂に厚生省は以下の見解を発表する。

「タイイタイ病の本態は、カドミウムの慢性中毒により腎臓障害を生じ、ついで骨軟化症をきたし、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化および栄養としてのカルシウムの不足などが誘引となってタイイタイ病という疾患を形成したものである」

そして1971年（昭和46年）6月、タイイタイ病訴訟は第一審で全面勝利をかちとった。裁判の主たる争点となった因果関係について、疾病を統計学的見地から観察する疫学的立証法を導入した点で、この判決は極めて画期的だった。

通常の公害裁判では、被害者＝原告の側に因果関係の立証責任が求められる。しかし富山地裁は、カドミウムの人体に対する作用を数量的な厳密さをもって確定することや、摂取されたカドミウムが人間の骨中に蓄積されるかどうかの問題は、いずれもカドミウムと

イタイイタイ病との間の因果関係の判断には必要でないとした。原告側の立証責任を事実上緩和した救済判決である。

富山地裁のこうした判決は大いに評価されるべきであるが、しかしここに至ったプロセスでは、荻野医師や弁護士団、そして原告となった地元住民の筆舌に尽くしがたい苦労があったことを忘れてはならない。

例えば原告団の一人だった故江添久明氏は、次のように述懐している。

「イタイイタイ病は鉍毒、カドミのせいというのが、本当だということになったりすれば、この地域のコメは全部食えんことになってしまう。それこそ百姓一辺倒、米一辺倒という地域で、その米を作っている田んぼが病気の原因なんだと表にしたらかこれはえらいことになる。騒ぐと米が売れなくなるという圧力がかかってしつかり押さえ込まれて、だから運動として立ち上がれなかった」

「騒いでどうにもならんようなことをするな。そんなことより、この地域の米が、水で汚染されておったなんてことを公にするな」と抑える力と、こんなことほっておいたら、孫の代まで浮かばれない、二度とイタイイタイ病を起こすことのないように、私たちがやらずに、誰がやるのか」と、私

のように思う者と、二つの流れがあった」

まさに、現在放射能汚染に苦しむ福島や茨城の多くの農家や漁師の人たちが直面する問題とまったく同じ葛藤を抱えながら、それでも被害者が立ち上がったことによつて初めてイタイイタイ病裁判の展望は開けたのである。

被害者が沈黙したら何も解決しない

一審判決に不服だった三井金属鉱山は即日控訴した。しかし1972年、控訴審でも原告側の主張は全面的に認められた。これ

を受け三井側は原告側と誓約書、協定書を交わすが、これで終わりではなかった。政府・自民党や産業界からの巻き返しが始まったのである。

1975年、雑誌『文芸春秋』2月号に「イタイイタイ病は幻の公害病か」と題する文書が掲載され、日本鉱業協会はこれを大量に無償配布した。また自民党機関紙「自由民主」やサンケイ新聞「正論」でも同様の誹謗・中傷が繰り返された。

こうした動きに後押しされ、神岡鉱業所長も学者や弁護士団を中傷し、三井金属社内誌でも因果関係を蒸し返す主張が行われた。これ



清流会館（富山市婦中町）に展示されているイタイイタイ病に関する資料

に対して原告団はもとより、全国から抗議の声が高まり、神岡鉱業所長は謝罪する。ところがその後自民党環境部会報告書では、「イタイイタイ病カドミウム原因説は学者の認めるものではない」と悪あがきが続いた。

こうした巻き返しを撥ね退けて今日まで、裁判でかちとった補償の実現、そして土壌回復が行われてきたが、それでも未だ完全解決には至っていない。患者を認定する富山県の審査基準はほとんど厳しくなり、未だに多くの患者が切り捨てられている。

萩野昇医師が鉍毒説を主張してから既に半世紀以上を経過し、司法の場で全面勝利をしたにも関わらず、患者の救済は未だ不十分。それでも、泣き寝入りしていたら決して勝ち取れなかった多くの補償、救済をかちとってきたのも事実だ。

それは何よりも被害者たる患者やその家族の決意、それを支えた医師や弁護士団、そして全国の反公害運動からの支援によって初めて可能だった。残念ながら国や企業は自ら救済の手を差し伸べることに決していない。それをさせるためには、被害者が自ら立ち上がるしかない。この教訓こそ、放射能汚染時代に生きる我々はしっかりと引き継いでいくべきだと思う。